

参考 法令関係

参考1 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 別表第一（抜粋）

工事の種類	認可を要するもの	事前届出を要するもの
二 変更の工事		
(二) 発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事であって、次の発電用原子炉施設に係るもの		
3 原子炉冷却系統施設	<p>…</p> <p>2 加圧水型発電用原子炉施設に係るものの改造(蒸気タービンに係るものを除く。)であって、次に掲げるもの</p> <p>…</p> <p>(11) 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの</p> <p>…</p>	<p>…</p> <p>3 加圧水型発電用原子炉施設に係るものの改造(蒸気タービンに係るものの改造及び中欄に掲げるものを除く。)であって、原子炉補機冷却設備(主要弁を除く。)又は原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する装置に係るもの</p> <p>4 加圧水型発電用原子炉施設に係るものの修理(蒸気タービンに係るものの修理を除く。)であって、次に掲げるもの</p> <p>(1) 一次冷却材の循環設備、余熱除去設備(原子炉冷却材圧力バウンダリに係るものに限る。)、非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(原子炉冷却材圧力バウンダリに係るものに限る。)又は化学体積制御設備(原子炉冷却材圧力バウンダリに係るものに限る。)に係るものの取替え</p> <p>(2) 一次冷却材の循環設備、主蒸気・主給水設備、余熱除去設備、非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備、化学体積制御設備又は原子炉補機冷却設備(非常用のものに限る。)に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの</p> <p>…</p>

参考2 発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイドの制定について（抜粋）

2. 設計及び工事の計画の認可及び届出手続の範囲

(1) 工事の種類

3) 発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事

C. 改造

機器等の主要仕様表（以下「要目表」という。）の記載を変更し、機器等を新たなものへ変更する工事の他、機器等の実物の変更を伴わない容量の変更及び号機間での機器等の共用化を行うもの並びに既に設置されている機器の撤去又は台数及び容量を変更する工事も改造の工事とみなす。また、「基本設計方針、適用基準又は適用規格（以下「基本設計方針等」という。）の変更」についても規則別表第1中欄において改造として認可対象としており、機器等の実物の変更を伴わない場合でも、新たな基準等に対応するために基本設計方針等の記載事項を変更する必要があるれば、認可手続が必要となる。その場合には、新たな基本設計方針等に基づく機器等として取扱いを決定する手続を工事とみなすこととする。同様に、「工事の方法の変更」についても規則別表第1中欄において改造として認可対象としており、要目表の記載に変更のない工事であっても、工事の方法が既に認可を受けたものと異なる場合には、認可手続が必要となる。なお、機器等の仕様の変更については、発電用原子炉施設の主要な設備又は機器についての改造について認可の対象とし、その他の改造について届出の対象としている。

参考3 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 別表第二（抜粋）

発電用原子炉施設の 種類	記載すべき事項		添付書類（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）
	一般記載事項	設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）	
各発電用原子炉施設に共通	<p>1 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地（都道府県都市区町村字を記載すること。）</p> <p>2 発電用原子炉施設の出力及び周波数（発電用原子炉別に記載すること。）</p>		<p>送電関係一覧図</p> <p>急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合は、当該区域内の急傾斜地（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の崩壊の防止措置に関する説明書</p> <p>工場又は事業所の概要を明示した地形図</p> <p>主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図</p> <p>単線結線図（接地線（計器用変成器を除く。）については電線の種類、太さ及び接地の種類も併せて記載すること。）</p> <p>新技術の内容を十分に説明した書類</p> <p>発電用原子炉施設の熱計算図</p> <p>熱出力計算書</p> <p>発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書</p> <p>排気中及び排水中の放射性物質の濃度に関する説明書</p> <p>人が常時勤務し、又は頻繁に出入する工場又は事業所内の場所における線量に関する説明書</p> <p>発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</p> <p>放射性物質により汚染するおそれがある管理区域（第二条第二項第四号に規定する管理区域のうち、その場所における外部放射線に係る線量のみが同号の規定に基づき告示する線量を超えるおそれがある場所を除いた場所をいう。）並びにその地下に施設する排水路並びに当該排水路に施設する排水監視設備及び放射性物質を含む排水を安全に処理する設備の配置の概要を明示した図面</p> <p>取水口及び放水口に関する説明書</p> <p>設備別記載事項のうち、容量又は注入速度、最高使用圧力、最高使用温度、個数、再結合効率、加熱面積、伝熱面積、揚程又は吐出圧力、原動機の出力、外径、閉止時間、漏えい率、制限流量、落下速度、駆動速度及び挿入時間、効率、吹出圧力、慣性定数、回転速度半減時間、慣性モーメント、設定破裂圧力並びに設計温度の設定根拠に関する説明書</p> <p>環境測定装置（放射線管理用計測装置に係るものを除く。）の構造図及び取付箇所を明示した図面</p> <p>クラス1機器（技術基準規則第二条第二項第三十三号口に規定するクラス1機器をいう。）及び炉心支持構造物の応力腐食割れ対策に関する説明書（クラス1機器にあっては、支持構造物を含めて記載すること。）</p> <p>安全設備（技術基準規則第二条第二項第九号に規定する安全設備をいう。）及び重大事故等対処設備（設置許可基準規則第二条第二項第十四号に規定する重大事故等対処設備をいう。）が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書</p> <p>発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書</p> <p>発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書</p> <p>通信連絡設備に関する説明書及び取付箇所を明示した図面</p> <p>安全避難通路に関する説明書及び安全避難通路を明示した図面</p> <p>非常用照明に関する説明書及び取付箇所を明示した図面</p>

参考4 既工認（新規制一括工認）本文及び添付資料（抜粋）

要目表

- 3a-II-3-4-28 -

変更前						変更後						
名 称	最高使用	最高使用	外 径	厚 さ	材 料	名 称	最高使用	最高使用	外 径	厚 さ	材 料	
	圧 力	温 度					圧 力	温 度				(MPa)
一次冷却材の循環設備 ループ低温側 1次冷却材管 分岐点 及び 弁3V-CS-171 ～ 加圧器			(注2) 60.5	(注2) 8.7	SUS316TP	一次冷却材の循環設備 変更なし						
			(注2) 114.3	(注2,14) 13.5	SUS316TF							
		17.16	343	(注2) 114.3	(注2) 13.5		SUS316TP					
				/	/							
				60.5	8.7							
				(注2) 114.3	(注2) 13.5		SUS316TP					

- 3a-II-3-4-29 -

変更前						変更後						
名 称	最高使用	最高使用	外 径	厚 さ	材 料	名 称	最高使用	最高使用	外 径	厚 さ	材 料	
	圧 力	温 度					圧 力	温 度				(MPa)
一次冷却材の循環設備 ループ低温側 1次冷却材管 分岐点 及び 弁3V-CS-171 ～ 加圧器			(注2) 60.5	(注2) 8.7	SUSF316	一次冷却材の循環設備 変更なし						
		17.16	343	/			/					
				60.5			8.7					
一次冷却材の循環設備 ループ高温側 1次冷却材管 分岐点 ～ 弁3PCV-420 及び 弁3PCV-430			(注2) 318.5	(注2,14) 33.3	SUS316TP	一次冷却材の循環設備 変更なし						
		(注1) 17.16	343	(注2) 318.5	(注2) 33.3							
				/	/			変更なし	変更なし		変更なし	
				318.5	33.3		SUS316TP	(注4) 19.3	(注4) 363			

変更前						変更後					
名称	最高使用	最高使用	外径	厚さ	材 料	名称	最高使用	最高使用	外径	厚さ	材 料
	圧 力	温 度					圧 力	温 度			
	(MPa)	(℃)	(mm)	(mm)		(MPa)	(℃)	(mm)	(mm)		
一次冷却材の循環設備	ループ低温側 1次冷却材管 分岐点 ～ 弁3LCV-451 及び 弁3V-CS-301	17.16	343	(注2) (差し込み部の内径) 61.1 / / (差し込み部の内径) 34.5	(最小) 9.6 / / 7.0	SUSF316	変更なし				
	ループ高温側 1次冷却材管 分岐点 ～ 加圧器	17.16	360	(注2) 355.6	(注2) 35.7	SUS316TP	(注3) ループ高温側 1次冷却材管 分岐点 ～ 加圧器	変更なし (注4) 19.3	変更なし (注4) 363	変更なし	

(注1) SI単位に換算したものである。

(注2) 公称値

(注3) 計測制御系統施設のうちはう酸注入機能を有する設備と兼用

(注4) 重大事故等時における使用時の値

(注5) 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。

(注6) ループAに設置

(注7) ループB、Cに設置

(注8) ループA、Dに設置

(注9) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「蒸気発生器出口40° エルボ～90° エルボ」と記載

(注10) ループCに設置

(注11) ループBに設置

(注12) ループA、B、C、Dに設置

(注13) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「加圧器～弁3PCV-452A、弁3PCV-452B、弁3V-RC-055、弁3V-RC-056及び弁3V-RC-057」と記載

(注14) エルボについては管と同等以上の厚さのものを選定する。

(注15) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「7.6 (8.7)」と記載

(注16) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「7.6 (8.7) /7.6 (8.7) /-」と記載

(注17) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「9.7 (11.1)」と記載

(注18) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「9.7 (11.1) /9.7 (11.1) /-」と記載

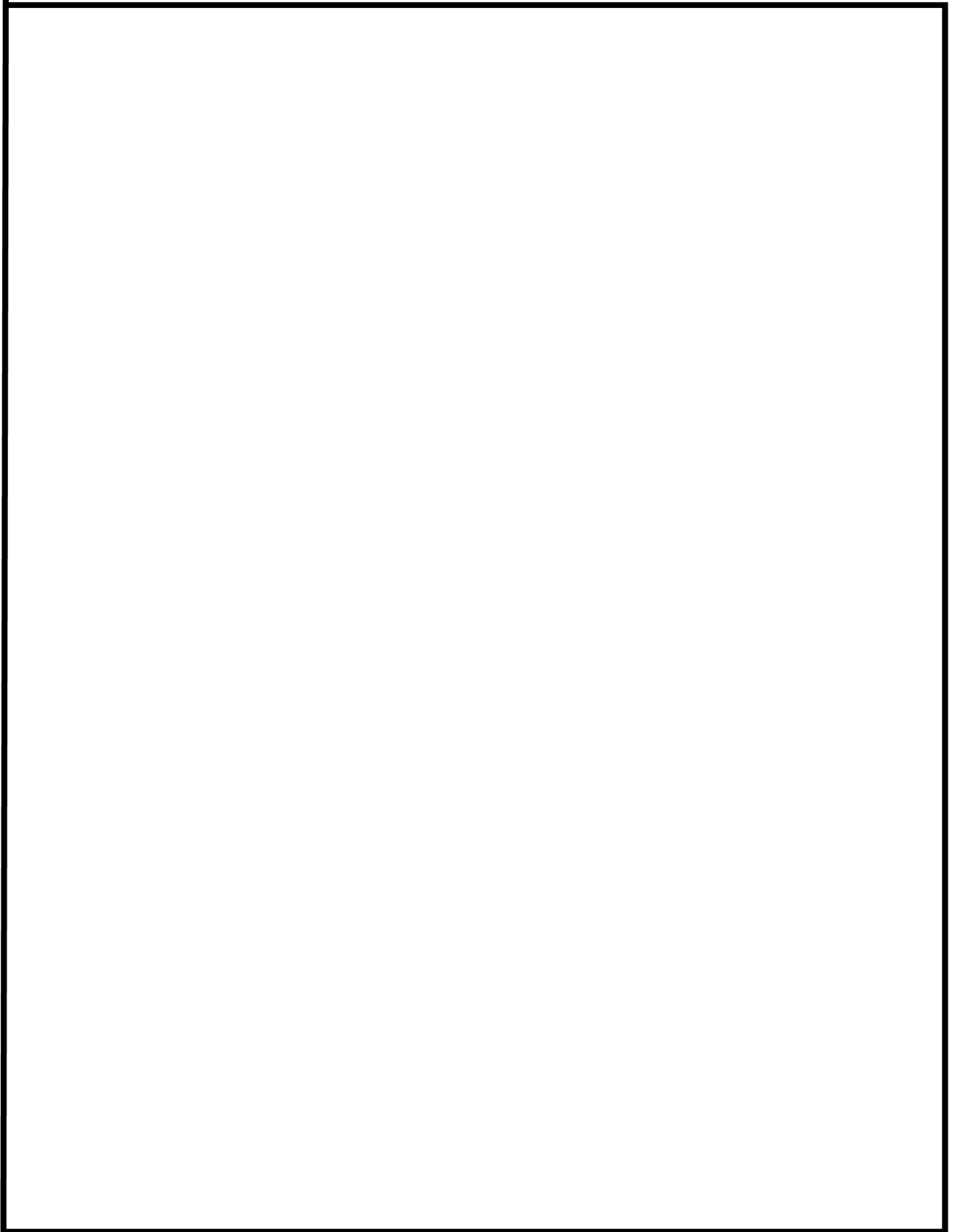
設備リスト


表1 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の主要設備リスト (3/52)

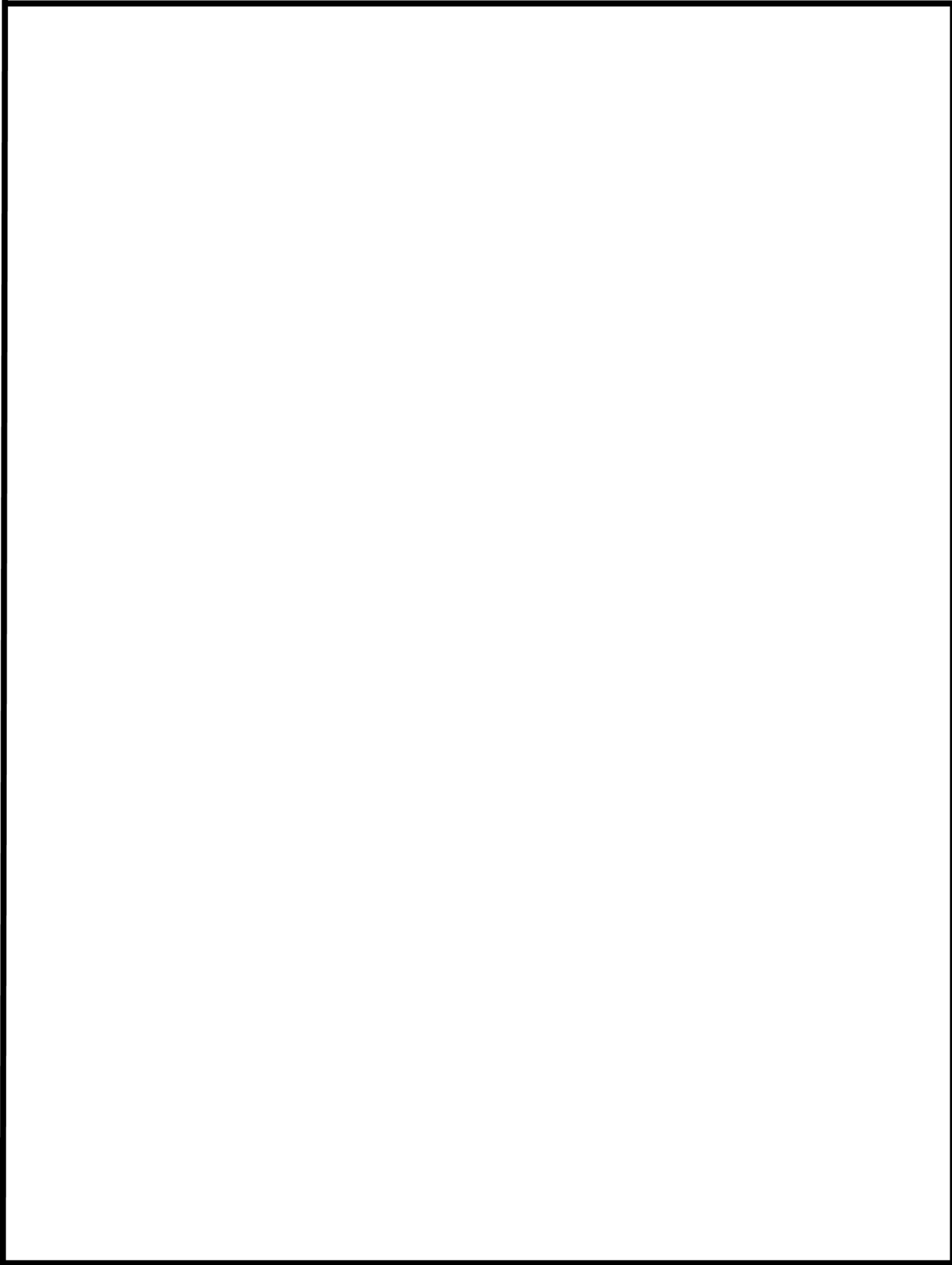
設備区分	機器区分	変更前				変更後					
		名称	設計基準対象施設 (B1)		重大事故等対処設備 (B2)		名称	設計基準対象施設 (B1)		重大事故等対処設備 (B2)	
			耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
一次冷却材の循環設備	主配管	1次冷却材ポンプ出口～原子炉容器入口22" 57" エルボ	S	クラス1	-	変更なし		常設耐震/防止 常設/緩和		SAクラス2	
		原子炉容器入口22" 57" エルボ	S	クラス1	-	変更なし		常設耐震/防止 常設/緩和		SAクラス2	
		12B 蓄圧タンク注入管台	S	クラス1	-	変更なし		常設耐震/防止 常設/緩和		SAクラス2	
		4B 加圧器スプレイ管台	S	クラス1	-	変更なし					
		3B 充てん管台	S	クラス1	-	変更なし		常設耐震/防止 常設/緩和		SAクラス2	
		加圧器～弁3PCV-452A及び弁3PCV-452B	S	クラス1	-	変更なし		常設耐震/防止 常設/緩和		SAクラス2	
		加圧器～弁3V-RC-055、弁3V-RC-056及び弁3V-RC-057	S	クラス1	-	変更なし					
		ループ低温側1次冷却材管分岐点及び弁3V-CS-171～加圧器	S	クラス1	-	変更なし					
		ループ高温側1次冷却材管分岐点～弁3PCV-420及び弁3PCV-430	S	クラス1	-	変更なし		常設耐震/防止 常設/緩和		SAクラス2	

- 30-II-3-11-図3 -

系統図



:枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



:枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

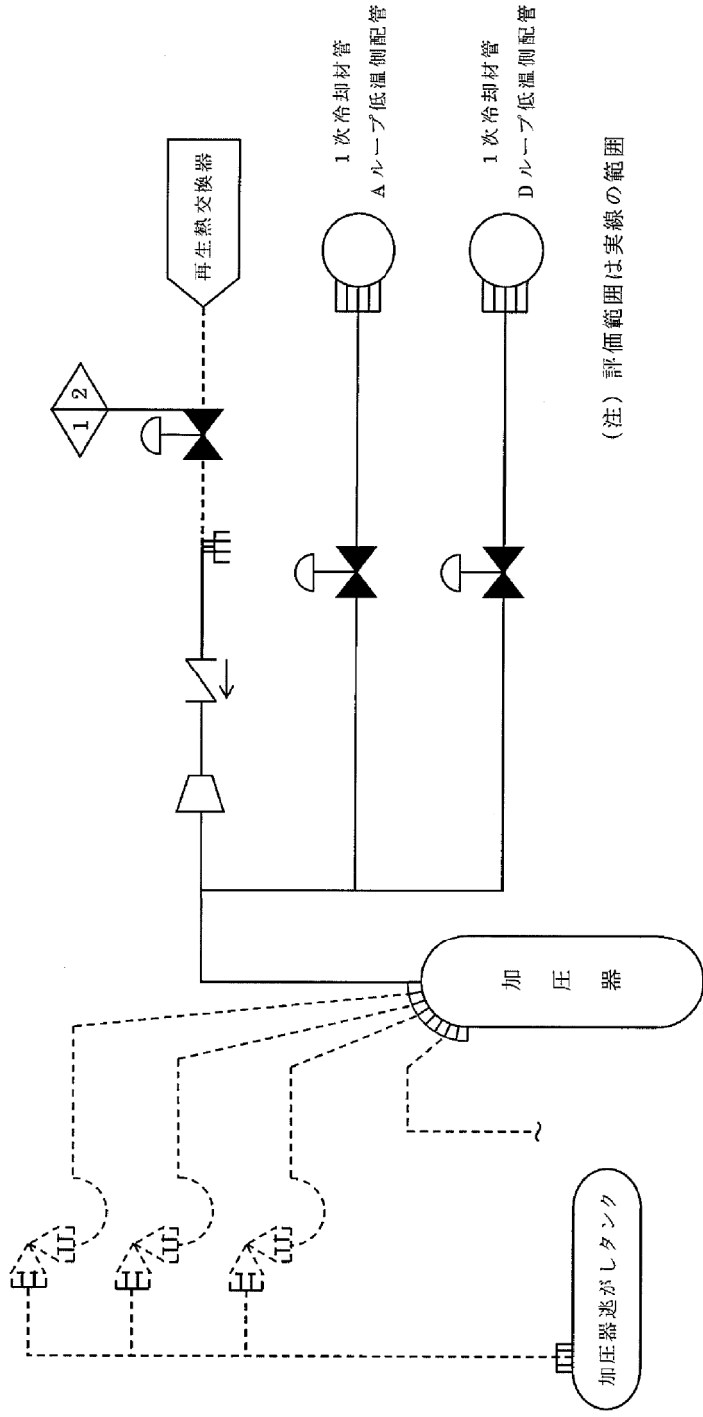
耐震性に関する説明書

1.3 耐震評価範囲

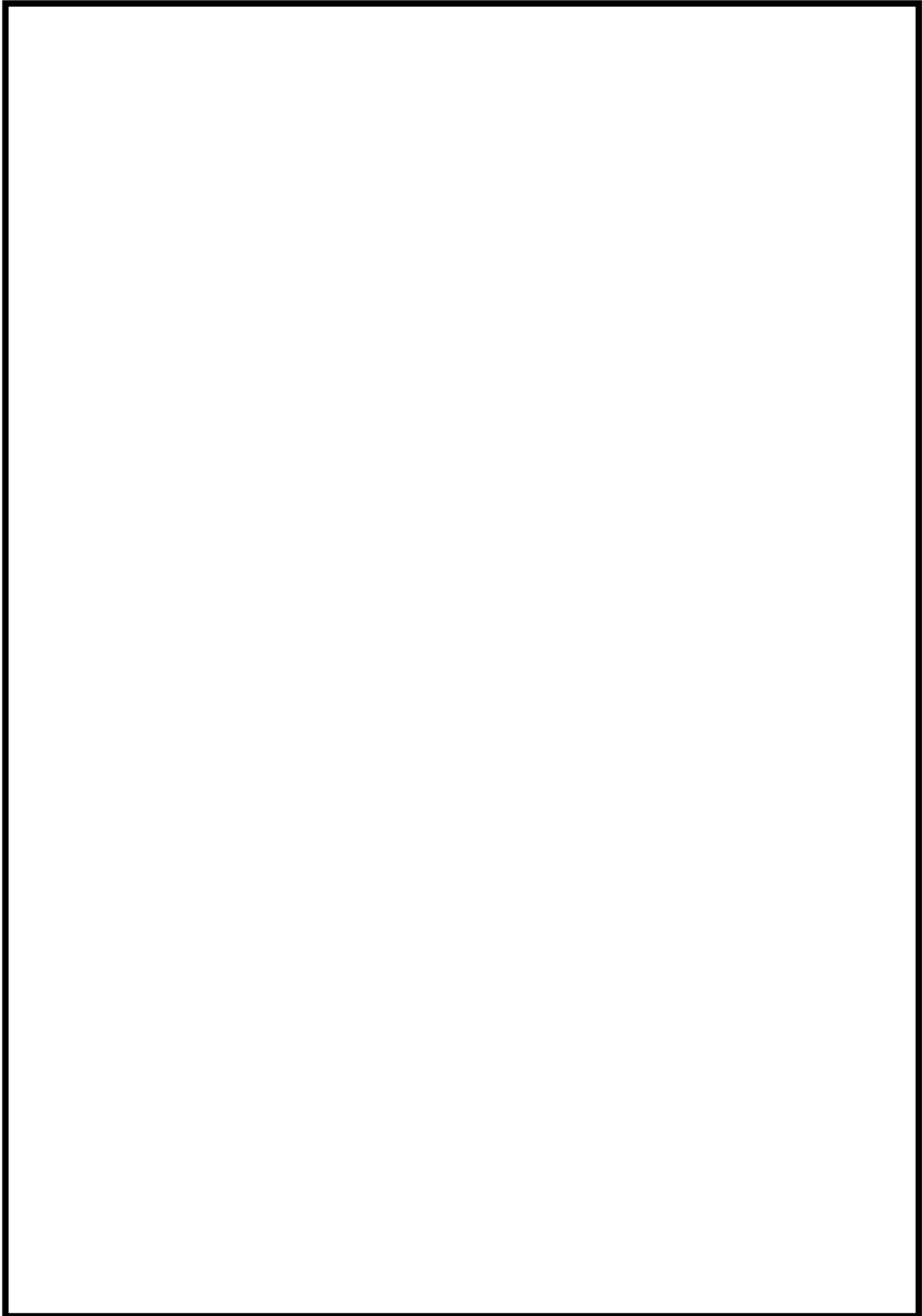
評価範囲の一覧を第1.3-1表に示す。そのうち、本章にて記載する代表ブロックの耐震評価範囲を第1.3-1図から第1.3-9図に示す。


第1.3-1表 評価対象一覧 (1/6)

評価対象設備	設備名称	評価部位	評価方法	代表
一次冷却設備配管	RC01	配管本体 (クラス1)	スペクトル モーダル解析	
	RC02	配管本体 (クラス1)		○
	RC03	配管本体 (クラス1)		
	RC04	配管本体 (クラス1)		
	RC05	配管本体 (クラス1)		
	RC06	配管本体 (クラス1)		



第 1.3-1 図 耐震評価範囲
(一次冷却設備配管 (加圧器スプレイ配管) ブロック RC02)



 :枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

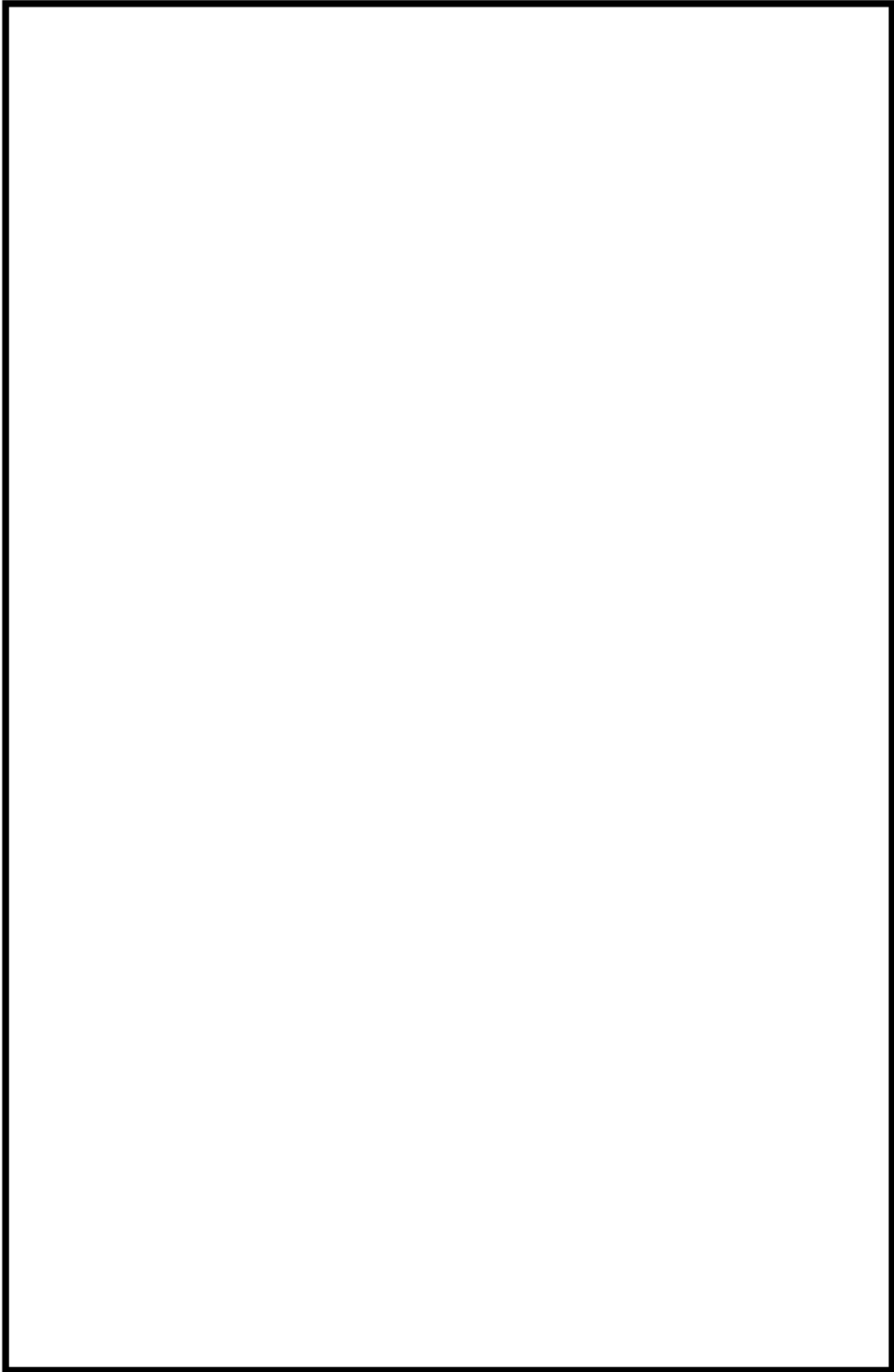
第 1.4-13 表 配管諸元 (1/2)


名 称	単 位	節 点	節 点
		1201 から 169 1202 から 169 から 247 から 1203 329 から 247	1204 から 328
外 径	mm	114.3	60.5
厚 さ	mm	13.5	8.7
材 料	-	SUS316TP	SUS316TP
縦 弾 性 係 数 ^(注)	×10 ⁵ MPa	1.73	1.73
最 高 使 用 圧 力	MPa	17.16	17.16
最 高 使 用 温 度	℃	343	343
設 計 応 力 強 さ (S _m)	MPa	114	114
許 容 引 張 応 力 (S)	MPa	-	-
許 容 引 張 応 力 (S _y)	MPa	-	-
設 計 引 張 強 さ (S _u)	MPa	-	-

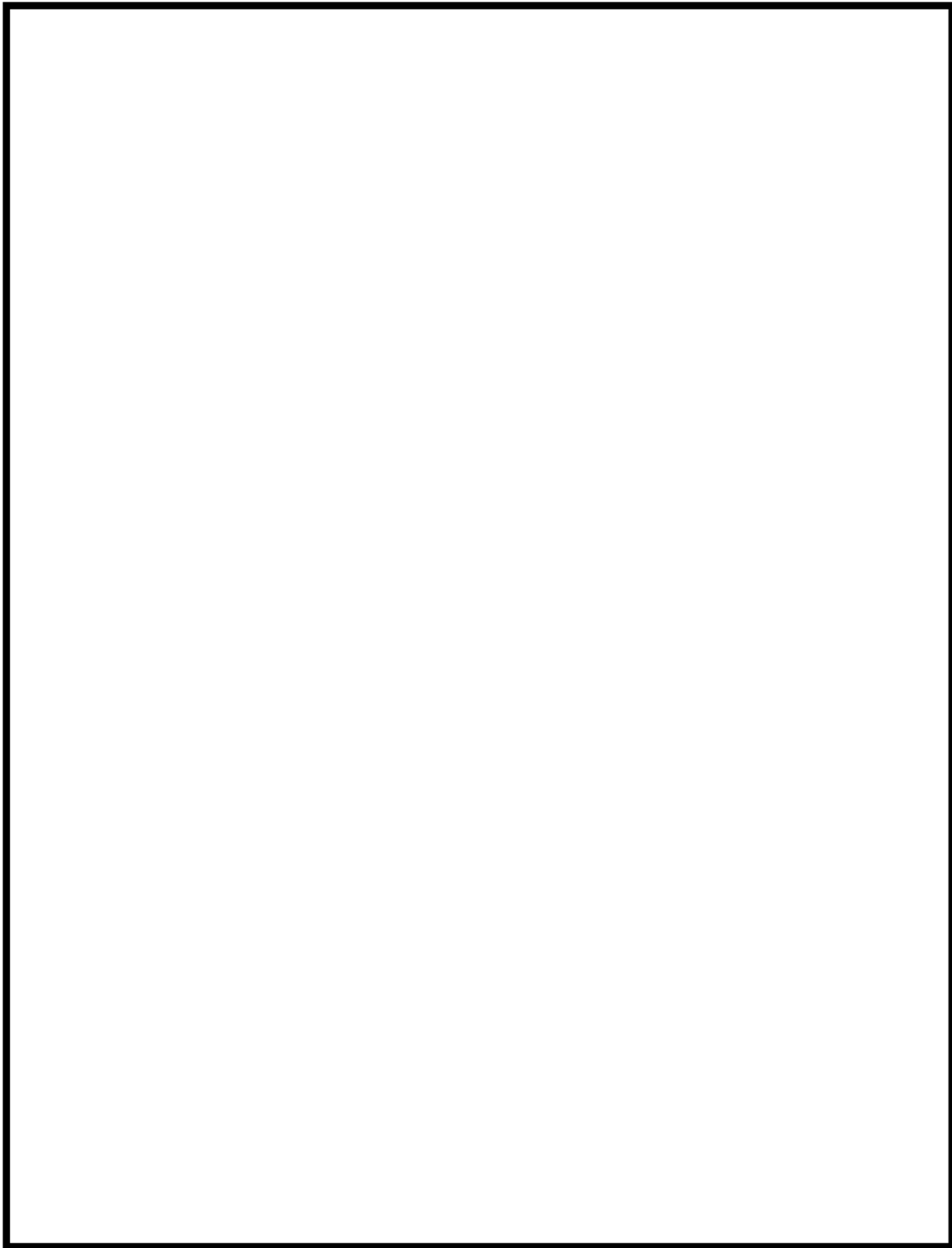
(注) 最高使用温度における縦弾性係数を示す。




: 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



 :枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



- 3u-添13-17-3-23-61 -

 :枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第1.5-1表 基準地震動Ssによる評価結果

評価対象設備	評価部位	応力分類	機器等の区分	節点番号	発生値	許容値	備考 (注)
一次冷却設備配管	配管	一次応力(単位 MPa)	クラス 1 配管	219	218	344	【RC02】 当該部
		一次+二次応力(単位 MPa)	クラス 1 配管	180	716	344	【RC02】 簡易弾塑性解析を実施
安全注入設備配管	配管	疲労評価(単位なし)	クラス 1 配管	266	0.36944	1	【RC02】
		一次応力(単位 MPa)	クラス 2 配管	1501	176	361	【SI01】
		一次+二次応力(単位 MPa)	クラス 1 配管	181	329	344	【SI01】
		疲労評価(単位なし)	クラス 1 配管	181	0.29027	1	【SI01】
余熱除去設備配管	配管	一次応力(単位 MPa)	クラス 1 配管	202	153	344	【RH05】
		一次+二次応力(単位 MPa)	クラス 1 配管	202	947	344	【RH05】 簡易弾塑性解析を実施
		疲労評価(単位なし)	クラス 1 配管	202	0.74420	1	【RH05】
主蒸気設備配管	配管	一次応力(単位 MPa)	クラス 2 配管	5416	220	323	【MS02】
		一次+二次応力(単位 MPa)	クラス 2 配管	103	516	333	【MS11】 簡易弾塑性解析を実施
主給水設備配管	配管	疲労評価(単位なし)	クラス 2 配管	141	0.80534	1	【MS15】
		一次応力(単位 MPa)	クラス 2 配管	7500	180	380	【FW03】
		一次+二次応力(単位 MPa)	クラス 2 配管	9500	254	458	【FW04】
格納容器スプレイ設備配管	配管	一次応力(単位 MPa)	クラス 2 配管	111	114	379	【CP01】
		一次+二次応力(単位 MPa)	クラス 2 配管	111	172	310	【CP01】

(注1)評価対象のブロックが複数ある場合はブロック番号を【 】内に示す。

参考5 日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2012年版）」〈第1編 軽水炉規格〉（JSME S NC1-2012）に関する技術評価書の策定について（平成26年8月6日 原規技発第1408062号）（抜粋）

平成26年8月6日 原規技発第1408062号 原子力規制委員会決定

日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2012年版）」〈第1編 軽水炉規格〉（JSME S NC1-2012）に関する技術評価書について次のように定める。

平成26年8月6日

原子力規制委員会

日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2012年版）」〈第1編 軽水炉規格〉（JSME S NC1-2012）に関する技術評価書の策定について

原子力規制委員会は、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2012年版）」〈第1編 軽水炉規格〉（JSME S NC1-2012）に関する技術評価書を別添のように定める。

日本機械学会
「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2012年版）」
〈第1編 軽水炉規格〉
（JSME S NC1-2012）
に関する技術評価書

平成26年8月

原子力規制委員会

N-1130 を準用する条件を付すこととする。

また、溶接規格 2007 年版は、適用に当たって条件が付されており、設計・建設規格で引用する際においても、その条件を付すこととする。

JEAC4601-2008「原子力発電所耐震設計技術規程」の引用については、当該規格がエンドースされておらず、技術基準規則の耐震設計に関する確認には、JEAG4601・補-1984「原子力発電所耐震設計技術指針」を参考に、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（以下「設置許可基準規則解釈」という。）別記 2 を適用することとしていることから、「JEAC4601-2008」を JEAG4601・補-1984「原子力発電所耐震設計技術指針」（昭和 55 年通商産業省告示第 501 号とあるのは、設計・建設規格 2012 年版及び材料規格 2012 年版による。）と読み替えて、設置許可基準規則解釈別記 2 を適用するとの条件を付すこととする。

JEAC4206-2007「原子力発電所用機器に対する破壊靱性の確認試験方法」の引用については、当該規格のエンドースにおいて、適用に当たっての条件が付されていることから、その条件を付すこととする。

JEAC4201-2007[2010 追補版]「原子炉構造材の監視試験方法」の引用については、当該規格のエンドースにおいて、適用に当たっての条件が付されていることから、その条件を付すこととする。

JEAC4605-2004「原子力発電所工学的安全設備及びその関連施設の範囲を定める規程」の引用については、当該規格のエンドースにおいて、適用に当たっての条件が付されていることから、その条件を付すこととする。

設計・建設規格 2012 年版における材料規格 2011 年版の引用については、材料規格 2012 年版の技術評価を並行して実施していることを踏まえ、「材料規格 2011 年版」を「材料規格 2012 年版」と読み替える条件を付すこととする。

3. 2. 3 国内外の知見の反映等

設計・建設規格 2005 年版（2007 年追補版）から 2012 年版において、国内外の知見の反映等により変更された事項は表 4 に示す通りであり、事項ごとに技術的妥当性を検討した。

表 4 国内外の知見の反映等に該当する変更点

No.	件名	記載箇所	変更の内容
(1)	耐圧試験規定の見直し	PHT-2000 等	ASME 規格 Sec. IIIにおいて、耐圧試験に際して機器に発生する一次一般膜応力を、水圧試験では 0.9Sy 以下、気圧試験では 0.8Sy 以下に制限していることを踏まえ、クラス 2 及びクラス 3 機器の水圧による耐圧試験圧力を、最高使用圧力の 1.5 倍から 1.25 倍に変更する等全ての機器の耐圧試験規定の見直しを実施

(2)	耐圧試験圧力の上限値の規定	PHT-2230 等	クラス 2、3 機器に対する耐圧試験圧力の上限を「106%未満」に制限し、それを超える場合にはクラス 1 機器と同様に応力評価を行い、設計・建設規格の 1 次応力制限を満足することを規定
(3)	ボルトの評価断面及び幅厚比評価式の見直し	SSB-3130、添付 8-1	「鋼構造設計規準」2005 年版に基づき、設計・建設規格の支持構造物の規定を見直し ①ボルトの応力評価における断面積の取り方に関し、呼び径断面積から「ボルトネジ部」の有効断面積に変更 ②幅厚比の評価式に関し、縦弾性係数を考慮した式に変更
(4)	破壊靱性評価に関する見直し	添付 4-1	①ASME 規格 Sec. IIIにおいてクラス 1 容器の破壊靱性評価に用いる破壊靱性曲線を K_{IR} 曲線 (K_{IR} : 参照破壊靱性値(静的、動的及びき裂伝播停止破壊靱性の下限値))から、 K_{Ic} 曲線 (K_{Ic} : 静的破壊靱性値)に変更されたことに伴い、同様の見直しを実施 ②関連温度 (RT_{NDT}) 要求値の決定方法で引用する JEAC4201「原子炉構造材の監視試験方法」の引用年版を 2004 年版から 2007 年版 [2010 年追補版]に変更
(5)	クラス MC 容器の許容引張応力の規定方法の変更	PVA-3000	設計・建設規格 2007 年追補版では、クラス MC 容器の S 値 (S_{mc} と同一) は付録材料図表 Part5 表 3, 4 に規定。付録材料図表の分離に伴い、ASME 規格との整合をはかり、設計・建設規格 2008 年版以降、クラス MC 容器の許容引張応力 (S_{mc} 値) を文章として規定
(6)	JIS 年版の経過措置に関する規定	GNR-1131	材料 JIS 年版及び管継手 JIS 年版に関する経過措置について規定
(7)	炉心支持構造物の溶接部に係る規定の追加	CSS-4000 等	炉心支持構造物の溶接部に関して、JSME 設計・建設規格における PVB に関する規定 (若しくは JSME 溶接規格) の内容と整合を図りつつ、規定を追加
(8)	管フランジに係る規定の見直し	PPB-3414(1) 等	管フランジに係る規定において、引用されていた JIS B 2238(1996)が廃止され、JIS B 2220(2004)が新たに策定されたことを踏まえ、原則、JIS B 2220(2004)を取り入れつつ、JIS B 2238(1996)を引用すべき事項については別表として規定
(9)	クラス 4 配管 (ダクト) に係る規定の見直し	PPH-3020 等	管寸法 (管の径等) に応じて規定されていたクラス 4 配管の必要厚さについて、管の内外面に受ける最高圧力に対して延性破断に至る塑性変形の防止を要求する規定を追加
(10)	強化型管台溶接継手形状の追加	図 PPB-4010-1 等	従来からノンクラスの配管で使われていた強化型管台溶接継手形状を、配管の溶接部設計規定に追加

参考6 日本機械学会「発電用原子力設備規格 材料規格（2012年版）」（JSME S NJ1-2012）に関する技術評価書の策定について（平成26年8月6日 原規技発第1408062号）（抜粋）

平成26年8月6日 原規技発第1408062号 原子力規制委員会決定

日本機械学会「発電用原子力設備規格 材料規格（2012年版）」（JSME S NJ1-2012）に関する技術評価書に関する技術評価書について次のように定める。

平成26年8月6日

原子力規制委員会

日本機械学会「発電用原子力設備規格 材料規格（2012年版）」（JSME S NJ1-2012）に関する技術評価書の策定について

原子力規制委員会は、日本機械学会「発電用原子力設備規格 材料規格（2012年版）」（JSME S NJ1-2012）に関する技術評価書を別添のように定める。

日本機械学会
「発電用原子力設備規格 材料規格（2012年版）」
（JSME S NJ1-2012）
に関する技術評価書

平成26年8月

原子力規制委員会

3. 材料規格 2012 年版の技術的妥当性

3.1 材料規格 2012 年版における設計・建設規格 2005 年版（2007 年追補版）付録材料図表からの変更点

材料規格 2012 年版は、設計・建設規格 2005 年版（2007 年追補版）付録材料図表を基本に、ASME 規格との整合性等を持たせて規格化したものであることから、材料規格 2012 年版と付録材料図表との比較を行った。これらの図表番号の対応関係を表 2 に示す。各々の変更点について、①記載の適正化のための変更、②JIS の引用年版等の変更、③国内外の知見の反映等の 3 つの分類（表 3）にしたがって整理した表を添付資料-1 に示す。

表2 材料規格 2012年版における設計・建設規格 2005年版 (2007年追加補版) 付録材料図表からの変更点

表番		設計・建設規格 2005年版及び2007年追加補版		材料規格 2012年版	
表番	図表	使用材料の規格	相当材料比較表(原子力発電用規格)	表番	図表
付録材料図表	Part 1 表1	→	→	Part 2 第1章	表1
付録材料図表	Part 1 表2	→	→	Part 2 第1章	表2
付録材料図表	Part 5 表1	→	→	Part 3 第1章	表1
付録材料図表	Part 5 表2	→	→	Part 3 第1章	表2
付録材料図表	Part 5 表3	→	→		
付録材料図表	Part 5 表4	→	→		
付録材料図表	Part 5 表5	→	→		
付録材料図表	Part 5 表6	→	→		
付録材料図表	Part 5 表7	→	→		
付録材料図表	Part 5 表8	→	→		
付録材料図表	Part 5 表9	→	→		
付録材料図表	Part 6 表1	→	→		
付録材料図表	Part 6 表2	→	→		
付録材料図表	Part 7 図1	→	→		
付録材料図表	Part 7 図2	→	→		
付録材料図表	Part 7 図3	→	→		
付録材料図表	Part 7 図4	→	→		
付録材料図表	Part 7 図5	→	→		
付録材料図表	Part 7 図6	→	→		
付録材料図表	Part 7 図7	→	→		
付録材料図表	Part 7 図8	→	→		
付録材料図表	Part 7 図9	→	→		
付録材料図表	Part 7 図10	→	→		
付録材料図表	Part 7 図11	→	→		
付録材料図表	Part 7 図12	→	→		
付録材料図表	Part 7 図13	→	→		
付録材料図表	Part 7 図14	→	→		
付録材料図表	Part 7 図15	→	→		
付録材料図表	Part 7 図16	→	→		
付録材料図表	Part 7 図17	→	→		
付録材料図表	Part 7 図18	→	→		
付録材料図表	Part 7 図19	→	→		
付録材料図表	Part 7 図20	→	→		

表3 材料規格 2012 年版における設計・建設規格 2005 年版（2007 年追補版）付録材料図表からの変更点に関する根拠の分類

根拠の分類		具体的内容
①	記載の適正化のための変更	<ul style="list-style-type: none"> ・用語の統一 ・表現の明確化 ・タイトルの修正 ・条項番号の変更 ・単位換算の見直し ・記号の変更
②	JIS の引用年版等の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・JIS の年版改正の反映 ・新たな JIS の反映
③	国内外の知見の反映等	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外における試験研究成果の反映等

参考7 日本機械学会「発電用原子力設備規格 溶接規格（2012年版/2013年追補）」（JSME S NB1-2012/2013）に関する技術評価書の策定について（平成27年2月4日 原規技発第1502041号）
（抜粋）

平成27年2月4日 原規技発第1502041号 原子力規制委員会決定

日本機械学会「発電用原子力設備規格 溶接規格（2012年版/2013年追補）」（JSME S NB1-2012/2013）に関する技術評価書について次のように定める。

平成27年2月4日

原子力規制委員会

日本機械学会「発電用原子力設備規格 溶接規格（2012年版/2013年追補）」
（JSME S NB1-2012/2013）に関する技術評価書の策定について

原子力規制委員会は、日本機械学会「発電用原子力設備規格 溶接規格（2012年版/2013年追補）」（JSME S NB1-2012/2013）に関する技術評価書を別添のように定める。

日本機械学会
「発電用原子力設備規格 溶接規格（2012年版/2013年追補）」
(JSME S NB1-2012/2013)
に関する技術評価書

平成27年2月

原子力規制委員会

3. 溶接規格 2012 年版/2013 年追補の技術的妥当性

3.1 2012 年版/2013 年追補における 2007 年版からの変更点

2012 年版/2013 年追補（正誤表による訂正を含む。）における 2007 年版からの変更点は、改訂によるもの（添付資料-1）が 190 件あり、各々の変更点について、表 3 の分類に従って整理した。また、以下に示す正誤表による訂正が 70 件あり、併せて確認した。

発行年月日	名称
平成 26 年 12 月 5 日	JSME 発電用原子力設備規格 溶接規格(JSME S NB1-2012, 2013 年追補) 正誤表
平成 26 年 9 月 11 日	JSME 発電用原子力設備規格 溶接規格(JSME S NB1-2012, 2013 年追補) 正誤表
平成 22 年 12 月 1 日	JSME 発電用原子力設備規格 溶接規格(JSME S NB1-2007(2008 追補版、2009 年追補版)) 正誤表
平成 20 年 12 月 1 日	JSME 発電用原子力設備規格 溶接規格(JSME S NB1-2007(2008 追補版)) 正誤表
平成 19 年 11 月 1 日	JSME 発電用原子力設備規格 溶接規格(JSME S NB1-2007) 正誤表

表 3 溶接規格 2012 年版/2013 年追補における 2007 年版からの変更点に関する根拠の分類

根拠の分類		具体的内容
①	記載の適正化のための変更	<ul style="list-style-type: none"> ・用語の統一 ・表現の明確化 ・題目の修正 ・条項番号の変更 ・単位換算の見直し ・記号の変更
②	JIS の引用年版等の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・JIS の年版改正の反映 ・新たな JIS の反映
③	国内外の知見の反映等	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外における試験研究成果の反映等

3.2 変更点に関する技術評価

溶接規格 2012 年版/2013 年追補における 2007 年版からの変更点のうち、①に分類される項目については、技術的要求事項の変更がないことを確認した。なお、正誤表による変更点は、全て①に該当するものであることを確認した。また、②に分類される項目の検討結果については 3.2.1 に、③に分類される項目の検討結果については 3.2.2 にそれぞれ示す。

3.2.1 JIS の引用年版等の変更

溶接規格 2012 年版/2013 年追補において、2007 年版から変更となった引用 JIS は、添付資料-2 に示すとおり、旧 JIS が改訂統合されて新 JIS となったものが 1 件、年版を最新のものに変更したものが 17 件の計 18 件であった。これらの変更内容については、技術基準規則の要求内容への適合性に影響を及ぼすものではないことを確認した。なお、「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」（以下「設計・建設規格」という。）及び「発電用原子力設備規格 材料規格」（以下「材料規格」という。）の適応年版は 2012 年版である。

3.2.2 国内外の知見の反映等

変更点について、国内外の知見の反映等に該当すると判断した事項は表 4 に示すとおりであり、事項ごとに技術的妥当性を検討した。

表 4 国内外の知見の反映等に該当する変更事項

No.	件名	記載箇所	変更内容
①	クラス 4 配管の定義	第 1 部 N-0020(5)	クラス 4 配管の定義を内包する流体の放射性物質の濃度が 37mBq/cm ³ 以上のものと規定
②	オーステナイト系ステンレス鋼の溶接材料におけるデルタフェライトの使用	第 1 部 N-1040(3)等	オーステナイト系ステンレス鋼溶接時の溶接材料に高温割れ防止のためデルタフェライトを含むことを規定
③	非破壊試験の実施時期	第 1 部 N-1050(2)等	保持時間を満たす溶接後熱処理の前に非破壊試験を実施することができる母材の区分、対象部位等を規定
④	溶接後熱処理の方法と保持時間	第 1 部 表 N-X090-1 表 N-X090-2	炉内からの出し入れ時の炉内温度の条件及び局部溶接後熱処理時の加熱範囲の変更、溶接後熱処理の保持時間の算定に用いられる溶接部の厚さ及び複数回行う場合の保持時間を規定
⑤	溶接後熱処理を要しないもの	第 1 部 表 N-X090-3	P-1（炭素鋼）及び P-3（モリブデン鋼）材のクラッド溶接部等に関して溶接後熱処理を要しない条件、P-4、P-5（クロムモリブデン鋼）

No.	件名	記載箇所	変更内容
			材及びP-9A/P-9B材(ニッケル鋼)に関する条件を規定
⑥	放射線透過試験による材厚の測定方法	第1部 表N-X100-1	突合せ溶接部の材厚の測定方法に関し、余盛高さ及び余盛を考慮した材厚の算定方法を規定
⑦	磁粉探傷試験及び浸透探傷試験の判定基準	第1部 表N-X100-3 表N-X100-4	開先面の検査のうち、磁粉探傷試験と浸透探傷試験の判定基準(指示模様長さ)を変更
⑧	継手引張試験における試験片の分割	第1部 表N-X110-2	継手引張試験片を所要の厚さに分割する場合の要求事項を規定
⑨	破壊靱性試験及び再試験	第1部 表N-X110-3 表N-X120-1	破壊靱性試験及び再試験の方法及び判断基準を設計・建設規格にあわせ変更。クラス1容器に関して溶接金属がマルテンサイト系ステンレス鋼の場合の破壊靱性試験等の規定を削除
⑩	耐圧試験	第1部 N-1130等 表N-X130-1等	最高許容耐圧試験圧力、保持時間、保持後の漏えい検査規定を追加、耐圧試験の実施が著しく困難な場合の耐圧代替非破壊試験の条件を規定
⑪	開先面の非破壊試験	第1部 N-4030等	クラス3機器及びクラス4配管に関する非破壊試験要求を削除
⑫	溶接部の最小引張強さ	第1部 表N-G02	最小引張強さの表について、材料規格と値が同じ材料を削除、材料規格と異なる値(焼きなまし材のもの)のアルミニウム材2種を追加
⑬	溶接施工法の確認項目(電子ビーム溶接、レーザービーム溶接)	第2部 表WP-200-2等	電子ビーム溶接及びレーザービーム溶接の溶接施工法認証を区分するに当たっての確認項目等を変更
⑭	溶接施工法の確認項目(溶接金属)	第2部 WP-304	溶接金属の区分A-1(炭素鋼)からA-4-2(クロムモリブデン鋼)の認証を受けた場合、受けた認証のA番号より小さい溶接金属を用いるときは同一区分とする規定を削除
⑮	溶接施工法の確認項目(溶接後熱処理)	第2部 WP-306	溶接施工法の確認項目で溶接後熱処理を行う場合の温度区分を材料のAc1変態点又はAc3変態点で区分する規定を追加(注)
⑯	溶接施工法の確認試験(型曲げ試験及びローラ曲げ試験)	第2部 表WP-400-1 図WP-400-1 第3部 WQ-321	「型曲げ試験」及び「ローラ曲げ試験」に「表曲げ試験」を追加、曲げた後の溶接部位置の規定を追加、縦曲げ試験の試験片採取位置図を変更
⑰	溶接施工法の確	第2部	型曲げ試験片の代わりに縦曲げ試験片を用い

No.	件名	記載箇所	変更内容
	認試験(試験片の種類)	WP-420	て良い場合を規定
⑱	アルミニウム材の溶接士技能認証試験(曲げ試験用治具)	第3部 WQ-322	試験材がアルミニウム又はアルミニウム合金の場合の試験用治具の寸法変更
⑲	溶接士技能認証試験(試験材料の形状、寸法及び試験片採取位置)	第3部 表 WQ-312-1 等 図 WQ-321-5 等	アルミニウム等の一部試験材に関する厚さ、試験片採取のための削除部寸法及び曲げ試験片の角の丸み寸法を変更
⑳	溶接士技能認証試験(チタンクラッド溶接)	第3部 WQ-323 表 WQ-312-1 等	技能認証確認要領におけるチタンクラッド溶接による試験規定を削除
㉑	溶接士技能の資格表示	第3部 WQ-340 等 図 WQ-322(4)	資格表示規定を追加
㉒	自動溶接機を用いる溶接士が可能な作業範囲	第3部 WQ-430	溶接方法がサブマージアーク溶接の区分に、エレクトロスラグ溶接によるクラッド溶接及び肉盛溶接を含むことを規定

(注) Ac1 変態点：加熱時、オーステナイトが生成し始める温度

Ac3 変態点：加熱時、フェライトがオーステナイトへの変態を完了する温度